

大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業に係る実施方針等の正誤表

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	6/26 公表版	7/24 訂正版
1	実施方針	17	第2章	6	(4)	取替工事企業の参加資格要件	また、取替工事業務のうち同イ b に掲げる L E D 道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の⑤の要件を満たせば良いものとする。	また、取替工事業務のうち同イ b に掲げる L E D 道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者を 取替工事企業とは別に構成員とする場合 はこの限りでなく、 当該構成員は 次の⑤の要件を満たせば良いものとする。
2	要求水準書(案)	6	第1章	11	(1)	業務等計画書の提出について	表 1.3 業務等計画書提出時期	表 1.4 業務等計画書提出時期
3	要求水準書(案)	7	第1章	11	(3)	4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品	1 箇所の補修工事の完了の祭に実施する段階確認	1 箇所の補修工事の完了の 際 に実施する段階確認
4	要求水準書(案)	17	第2章	1	(1)	2) 補修工事	点検業務の結果あるいは通報等により、本施設のうち不具合や損傷が確認された照明を補修する工事	点検業務の結果あるいは 近畿地方整備局からの指示 等により、本施設のうち不具合や損傷が確認された照明を補修する工事
5	要求水準書(案)	18	第2章	1	(2)	7)	事業者は、業務実施体制を確保し、不点灯など本施設の不具合の通報受信、確認、点検・補修などについて、適切かつ迅速に対応すること。	事業者は、業務実施体制を確保し、不点灯など本施設の不具合の 近畿地方整備局からの指示 の受信、確認、点検・補修などについて、適切かつ迅速に対応すること。
6	要求水準書(案)	18	第2章	1	(2)	8)	事業者は、本施設の不点灯その他の不具合の通報を受けた場合、当該道路照明を補修または交換するものとする。	事業者は、本施設の不点灯その他の不具合の 近畿地方整備局からの指示 を受けた場合、当該道路照明を補修または交換するものとする。
7	要求水準書(案)	18	第2章	1	(2)	9)	事業者は、本施設の不具合を発見または通報を受けた時は、48 時間（2 日）以内に状況を確認すること。	事業者は、本施設の不具合を発見または 近畿地方整備局からの指示 を受けた時は、48 時間（2 日）以内に状況を確認すること。
8	要求水準書(案)	20	第2章	2	(2)	項目番号	5) から 7)	4) から 6)
9	要求水準書(案)	20	第2章	2	(2)	現地作業	点検業務の結果や通報により判明した不具合で、交通に支障となっている器材等の撤去や現地での灯具の清掃などにより当該不具合が解消する補修を伴わない現地作業とし、数時間程度の作業で完了するものをいい、事業者は適宜実施するものとする。	夜間巡回 の結果や 近畿地方整備局からの指示 により判明した不具合で、交通に支障となっている器材等の撤去や現地での灯具の清掃などにより当該不具合が解消する補修を伴わない現地作業とし、数時間程度の作業で完了するものをいい、事業者は適宜実施するものとする。
10	要求水準書(案)	21	第2章	3	(1)	器具及び材料	L E D 道路照明等については、近畿地方整備局の確認を受け合格したものを使用しなければならない。	L E D 道路照明 灯具 等については、近畿地方整備局の確認を受け合格したものを使用しなければならない。
11	要求水準書(案)	29	第3章	2	(3)	4) LED 道路照明灯具	灯具色は、『グレー』・『ダークブラウン』・ 『ダークグリーン』 ・ 『ダークベージュ』 を標準色として、現地調査の上で照明柱の配色に近い色を採用すること。	・灯具色は、『 グレーベージュ 』・『ダークブラウン』を標準色として、現地調査の上で照明柱の配色に近い色を採用すること。
12	要求水準書(案)	31	第3章	3	(4)	1)⑥	発注者の責により工期延期となる場合	近畿地方整備局 の責により工期延期となる場合